

# 燃油高騰水産業緊急対策の概要

平成20年

水産庁

# 目 次

1. 省燃油実証事業の創設	1
2. 省エネ機器等導入の支援	4
3. 省エネ操業の支援	5
4. 休漁・減船等支援対策	6
5. 国際漁業対策	7
6. 流通の多様化等を通じた手取りの確保	8

# 燃油高騰水産業緊急対策

A重油価格が昨年末からわずか半年間で4割近く上昇する等水産業を継続するのに必要不可欠な燃油が高騰していることから、緊急の対策として、既存予算の活用により以下の措置を講ずる。

## 1. 省燃油実証事業の創設

予算額 80 億円

### <概要>

燃油消費量を1割以上削減する操業の実証を行う漁業者グループに対し燃油費の増加分に着目した支援を行う。

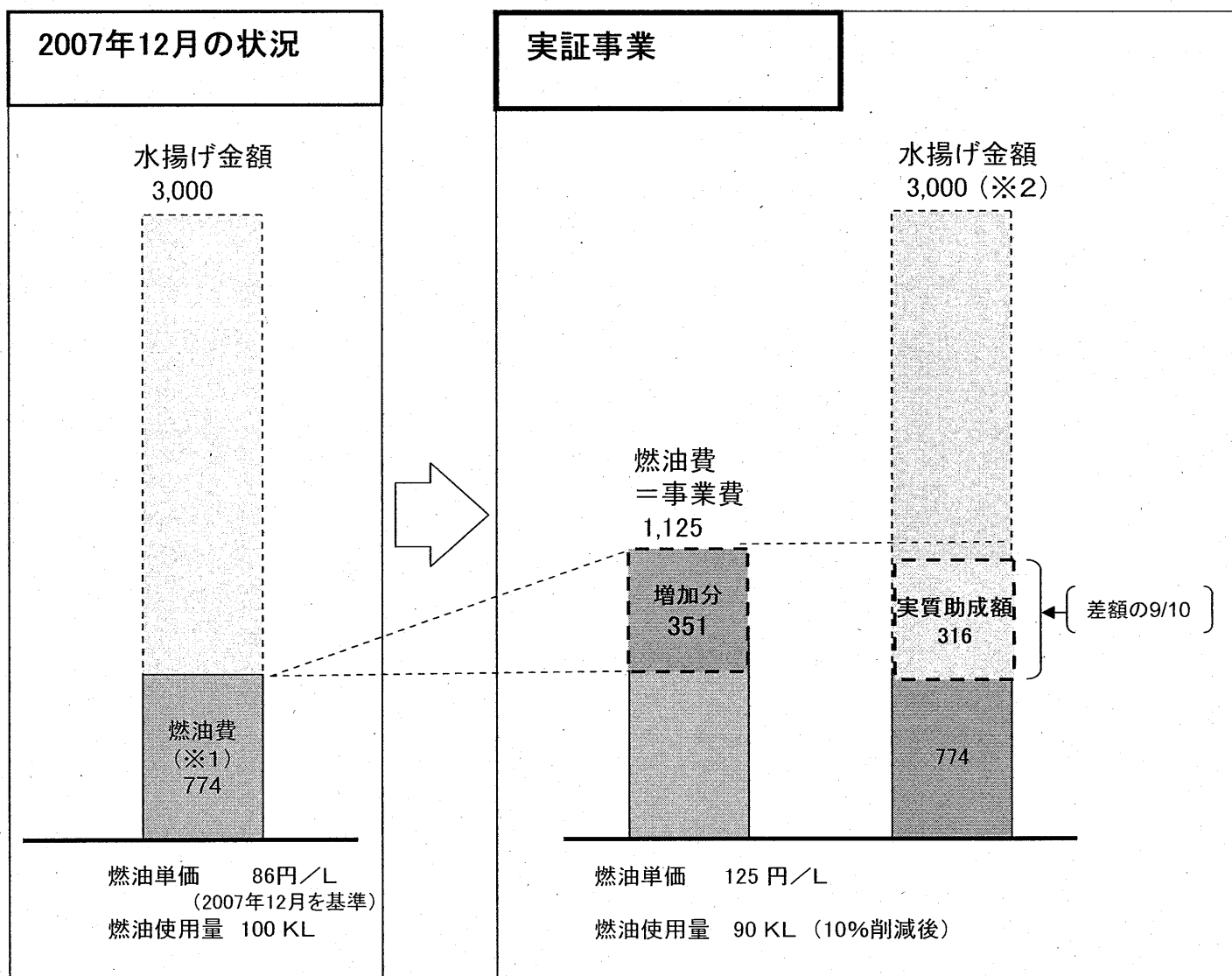
### <内容>

- (1) 省エネの実証事業を行う漁業者（5人以上のグループ）の燃油代について実費で支払。
- (2) 燃油費の増加分（2007年12月からの上昇分）を水揚げ金額の上昇で充当できない場合は、不足分の9割を基金が負担する。
- (3) この他の条件等
  - ① 燃油依存度の高い経営体から順に対象。
  - ② 燃油使用量を前年ベースから10%以上削減し、操業を合理化する計画を策定。
  - ③ 事業期間は原則として1年間（最大2年まで延長可）。

# 省燃油実証事業

## (事業の例)

〔金額:万円〕



(※1) 燃油費は、2007年12月燃油価格(86円/L)と2007年燃油使用量(100KL)を10%削減した量(90KL)により算出

(※2) 2008年水揚げ金額は2007年と同様と仮定

(参考) 既存予算との関係

(1) 水産業燃油高騰緊急対策事業（19年度補正予算）の中に、本事業の内容を新規の事業メニューとして追加。

**【これまでの水産業燃油高騰緊急対策の内容】**

① 省エネ推進協業体活動支援事業

漁業者グループで使用する漁業用燃油量を削減するために輪番制休漁を行う協定等を締結し、休漁者が実施する漁場生産力向上の取組について支援。

② 小規模漁業構造改革促進対策事業

集魚灯の光力削減や出漁のローテーション制及び水揚げのプール制導入など、地域・グループとして一斉に取り組む省エネ型操業形態への転換を支援。

③ 漁業経営体質強化緊急対策事業

- ・沿岸漁業者において、省エネ転換に取り組む漁業者グループの育成と協業化に必要な省エネ施設の導入。
- ・沖合・遠洋漁業者において、グループ操業推進のため、共同漁場探索船、共同漁獲物運搬船及び共同燃油補給船の導入に関する支援。

(2) 漁船漁業構造改革総合対策事業（20年度予算50億円）の中に、本事業の内容を新規の事業メニューとして追加。

なお、予算の一部（20億円）は、漁業経営安定対策事業から活用。

**【これまでの漁船漁業構造改革総合対策事業の内容】**

① 漁業者及び地域が一体となって、官民が連携して漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する漁船漁業改革推進集中プロジェクトを実施。

② 改革計画に基づく漁船漁業の構造改革の推進、省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等の取組による収益性向上の実証等により、新しい操業体制への転換を促進。

## 2. 省エネ機器等導入の支援

増加融資枠 50億円

### <概要>

沿岸漁業改善資金（無利子資金）の要件を見直し、省エネに資する機器等の導入を促進する。

### <内容>

沿岸漁業改善資金のうち経営等改善資金による省エネ機器等の導入に関して、1回限りとしていた貸し付け回数制限を撤廃するとともに、融資枠を拡大する（融資枠58億円→108億円に拡大）。

（参考）

#### 【これまでの沿岸漁業改善資金の内容】

経営等改善資金（近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保等のための施設の導入に必要な資金）

### 3. 省エネ操業の支援

新設融資枠 150億円

予算額 15億円

#### <概要>

燃油高騰に伴い必要となる運転資金の需要に対応するとともに、省エネルギー型の経営体質への転換を促すために必要な資金を融通する。

#### <内容>

省エネルギー推進計画（燃油消費量削減、コスト削減）を実行する漁業者に対して融通する省エネルギー推進緊急対策資金について、無利子融資制度を創設し、あわせて償還期限の延長、貸付限度額の引上げを行う（無利子で融資が行える融資枠：150億円）。

（参考）

#### 【これまでの省エネルギー推進緊急対策特別事業と改善内容】

##### （1）事業内容

省エネルギー推進緊急対策資金を融通する金融機関に対して、利子助成を行うとともに、円滑な保証が受けられるよう省エネルギー推進緊急対策資金の保証を行う漁業信用基金協会に対して、交付金を交付する。

（2）貸付・保証対象者 省エネルギー推進計画を策定し確実に実施できる漁業者

（3）実施（融資）期間 平成17年9月～平成21年度

（4）貸付金利（平成20年6月18日現在）

【拡充内容】 特認の要件で無利子融資事業を創設

省エネ計画期間内に、年間燃油消費総量を10%以上、漁業コストを5%以上削減することが見込まれる場合

（特認）省エネ計画期間内に、年間燃油消費総量を10%以上削減することが見込まれる場合にあつては、1.4%

（通常）省エネ計画期間内に、年間燃油消費総量を5%以上削減することが見込まれる場合にあつては、2.0%

（5）貸付限度額 漁業種別・トン数区分別に設定

【拡充内容】 25%引上げ

（6）償還期限 3年（うち据置期間1年）

【拡充内容】 5年（うち据置期間1年）に延長（本資金に係る既往債務も計画変更により適用）

（7）無利子で融資が行える融資枠 平成21年度末までに150億円

## 4. 休漁・減船等支援対策

予算額 20億円

### <概要>

燃油高騰を踏まえ、漁業者の負担を義務付けない等漁業種類の実情に応じた休漁・減船等を支援する。

### <内容>

#### (1) 休漁の促進

資源回復を図るための係船休漁の取組について、我が国周辺水域での魚種・漁業種類に限って支援していたが、新たに公海等を含めた国際的な資源管理の対象魚種（マグロ等を想定）についても事業の対象とする。

#### (2) 減船の促進

資源水準に見合った漁業の体制等を構築するため、漁業者が自主的に行う減船について、新たに燃油価格の高騰に対処して収益性の回復を図るための取組として行われる減船も対象とする。

#### (3) 休漁・減船について、これまで要件としていた漁業者等の負担を義務付けない。

#### (4) 省エネ対策の促進

経営体質強化緊急総合対策基金（17年度補正予算）を活用した漁業者グループの省エネ施設導入等及び沖合・遠洋漁業者のグループ操業推進に必要な共同漁場探索船等に対する支援を実施。

### (参考)

#### 【これまでの資源回復等推進支援事業の内容】

##### (1) 減船の促進

資源水準に見合った漁業の体制等を構築するため、漁業者が自主的に行う、①資源回復型、②高度経営移行型、③国際漁場型、の減船により実施される漁船のスクラップ処分等に対して助成。

##### (2) 休漁等の促進

魚種別及び漁業種類別の資源回復計画に基づき作成される「漁獲努力量削減実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持等に必要となる経費について助成。

##### (3) これまでの義務的負担

###### ①減船

(大臣許可等漁業)

国 4 / 9

漁業者等 5 / 9

(知事許可漁業)

国 1 / 3

都道府県 1 / 3

漁業者等 1 / 3

###### ②休漁等

国 1 / 3

都道府県 1 / 3

漁業者等 1 / 3



## 5. 国際漁業対策

資金額 45億円

### <概要>

国際的規制の強化に基づいて実施されてきた減船について、国際的規制の強化に加え燃油高騰等も考慮した減船について支援する。

### <内容>

国際漁業再編対策として国際的規制の強化に基づき実施している減船において、燃油高騰等も考慮して、平成20年度中に業界から事業要望を聴取し、事業要望に沿って以下の減船を実施する。

#### ①減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行う。

#### ②不要漁船処理対策事業

実施計画に従った減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分にした場合に、処理費交付金の交付を行う。

(参考)

### 【これまでの国際漁業再編対策事業の仕組み】

#### ①特定漁業の指定

農林水産大臣が漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業について指定する。

#### ②基本方針

農林水産大臣が特定漁業の再編整備を計画的に推進するため、特定漁業ごとに再編整備に関する基本方針を策定する。

#### ③実施計画

特定漁業に係る関係漁業協同組合等は、再編整備に関する実施計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

## 6. 流通の多様化等を通じた手取りの確保

水産物の買取 400億円  
予算額 40億円

### <概要>

漁業者団体による国産魚の買取り、保管事業について、漁業者の手取りの確保に資するよう、  
①直接取引の支援措置の改善、②養殖餌料の直接取引を支援する事業の新設、③水産物買取規模の拡大（買取金額225億円→625億円）を行う。

### <内容>

#### (1) 直接取引推進事業（現行の安定供給契約事業を変更）

漁協などが実需者（小売業者等）との間で直接取引契約を締結し、漁業者から買い取った国産魚を安定的に販売する場合の国産魚の買取代金金利、保管経費、加工経費の助成について、助成要件を緩和するとともに、助成額を拡大する。

##### （助成要件の緩和）

（現行）

（改正後）

- 漁業者からの買取価格が一定額以下 → 買取価格の上限を撤廃  
の場合に助成
- 直接取引により発生する損失の範囲 → 損失の有無にかかわらず助成  
内で助成

#### (2) 養殖餌料流通促進事業（新規）

漁業者団体が国産魚を養殖餌料として直接取引を行う場合に、国産魚の買取代金金利、保管経費、加工経費を助成する事業を新たに実施する。  
（補助率 2/3 事業実施期間 3年）

#### (3) 需給変動調整事業

漁業者団体が水揚げ集中による価格低下時に国産魚を買い取り、一定期間保管した後、端境期に放出する場合の助成について、助成額を拡大する。

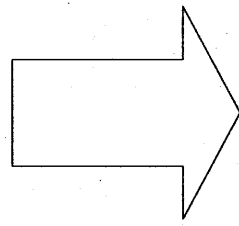
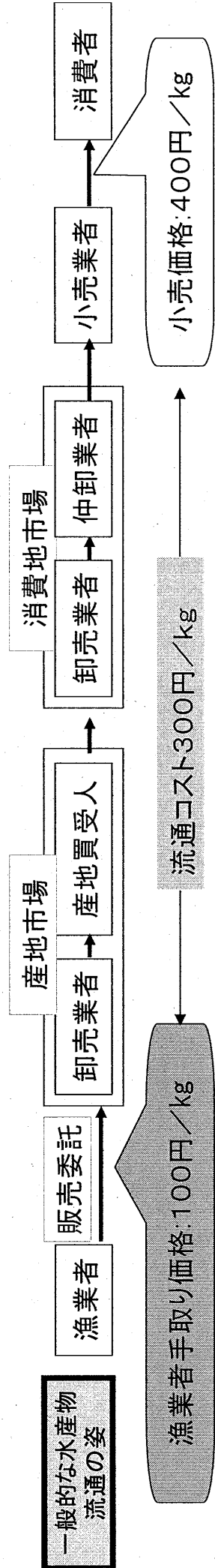
#### (4) 水産物買取規模の拡大

##### 《買取額》

	（現行）		（拡大後）
	225億円	→	<u>625億円</u>
〔内訳〕			
直接取引推進事業	164億円	→	<u>265億円</u>
需給変動調整事業	61億円	→	<u>82億円</u>
養殖餌料流通促進事業（新設）	0億円	→	<u>278億円</u>

# 国産魚の流通の多様化等を通じた漁業者手取りの確保

直接取引による漁業者手取りアップのイメージ



目指す直接取引の姿

